

## 「多元技術融合光プロセス研究会」内規

### 1. 名 称

本研究会の名称を「多元技術融合光プロセス研究会」とする。

### 2. 目 的

多元技術融合光プロセスに関する技術および動向についての産学官の技術交流を行うことにより、我が国の光産業技術の振興に資することを目的とする。

### 3. 事 業

- (1) 上記目的を達成するため、年間数回の研究交流会を開催する。
- (2) 研究交流会では、講演会、シンポジウム、パネルディスカッション、展示などをを行う。
- (3) 本研究会は、会員からの会費（年間参加費）、および研究交流会毎の一般参加者の参加費により運営する。

### 4. 期 間

本研究会の設置期間は2年間とし、2027年3月末までとする。以降の更新等はその最終年度に幹事会で審議する。

### 5. 研究会の運営

#### 5.1 幹事会

- ・ 幹事会は、代表幹事、幹事及び事務局により構成される。また必要に応じて、顧問や技術アドバイザー等を置くことができる。
- ・ 本研究会の企画、運営方針、予算と決算、その他の重要事項は、幹事会で審議し決定する。
- ・ 幹事会は、年間数回の研究交流会を企画し、それぞれに複数名の担当幹事を定める。

#### 5.2 代表幹事

- ・ 代表幹事は、一般財団法人光産業技術振興協会理事長が依頼する。
- ・ 代表幹事は、幹事会の議長を務め、本研究会の運営責任を有する。

#### 5.3 幹事

##### (1) 幹事の選任と職務

- ・幹事は代表幹事が選任し、任期は2年とする。重任は妨げない。
- ・幹事は、民間企業、大学、国立研究機関等からバランスよく選任する。
- ・幹事は、本研究会運営の主体として研究交流会などを企画し、運営する。
- ・幹事は、会員、および一般参加者の勧誘に努める。
- ・幹事は、会員としての入会手続きを行う。

(2) 副代表幹事

- ・幹事の互選により、副代表幹事を最大2名まで選任できる。代表幹事は副代表幹事を兼務できない。
- ・副代表幹事は、代表幹事を補佐して円滑な研究会運営に努める。

(3) 会計幹事

- ・幹事の互選により、会計幹事を1名選任する。代表幹事は会計幹事を兼務できない。
- ・会計幹事は、年度毎に本研究会運営に必要な予算を策定し、予算内での円滑な研究会運営に努める。

(4) 研究交流会の担当幹事

研究交流会の担当幹事は、各研究交流会の企画、講師の発掘・折衝、資料準備支援、司会（モダレータとしての役割を含む）、研究交流会の会場準備、報告書（幹事会議事録を含む）の作成などを行う。

(5) 幹事の退任

- ・満65歳を超えた幹事は、原則次年度より幹事を退任することとする。この条項により退任した幹事は、幹事会の承認を得て、顧問に就任することができる。ただし幹事会の承認を得た場合に限り、幹事を継続することができる。
- ・顧問の就任は年度更新とし、当該顧問の継続に対する同意を確認できた場合、幹事会の承認を得て、顧問に就任することができる。

#### 5.4 事務局

- ・事務局を、一般財団法人光産業技術振興協会内に設置する。
- ・事務局は、幹事会や会員、一般参加者等との間の通信事務を行う。また、幹事会の会計事務を代行し、会費や一般参加費等の集金を行う。
- ・事務局は、本研究会の運営や実施について、幹事会の要請に基づき必要な支援を行う。
- ・事務局は、研究交流会担当幹事より入手した各回の研究交流会の講演資料を会

員に配布（配信）する。

### 5.5 顧問

- ・幹事会の承認により、顧問を置くことができる。顧問は幹事会の要請により幹事会にオブザーバとして出席することができる。
- ・顧問は、会員と同等の権利を有するが、本研究会が行う各種行事の場で指導的な立場で討論に参加し、会員に対して有益な意見、情報の提供を行う。
- ・幹事会の承認により、顧問の会費は免除することができる。

### 5.6 技術アドバイザー

- ・幹事会は、必要に応じて技術アドバイザーを招請することができる。
- ・幹事会の承認により、技術アドバイザーの会費または参加費は減免することができる。

## 6. 謝礼、交通費等

- (1) 研究交流会担当幹事には、担当 1 回につき 1 人 9,819 円(税込)の企画料が支払われる。
- (2) 研究交流会における講師やパネルディスカッションの司会者等には、原則として 60 分当たり 19,637 円(税込)の講演料を支給する。
- (3) 幹事会構成員または研究交流会講師等であり、次の各号のいずれかに該当する者には、交通費(実費)を支給する。詳細は別途「交通費支給細則」に定める。
  - ・大学等の公的な教育・研究機関に所属する者
  - ・幹事会で認められた者
- (4) 前項の交通費支給対象者が、幹事会もしくは研究交流会等の開始時刻までの会場への到着、もしくは終了時刻からの当日中の帰着が困難な場合は、宿泊費を支給する。宿泊費は原則として 1 泊 12,000 円(税込)とする。

## 7. 会員・会費・参加費

- (1) 本研究会に参加を希望する者は、所定の入会手続き（入会申込、並びに会費(年間参加費)の納入）を行うことにより「会員」となる。会員期間は、入会登録した日から、当該年度末までとする。
- (2) 会費(年間参加費)は、会員 1 人につき、一般 60,000 円、大学等公的な教育・研究機関に所属する者は 40,000 円(いずれも消費税を含む)とする。但し、大学等公的な教育・研究機関に所属する幹事会員については免除することができる。会員は、年 8 回の研究会に参加できる。
- (3) 会員の前段階として「準会員」を設ける。会費は「準会員」1 人につき、40,000

円(消費税を含む)とし、年4回の研究会に参加できる。2年間準会員でありその後も研究会への参加を希望するものは、次年度からは会員にならなくてはならない。

- (4) 大学等公的な教育・研究機関に所属する者がオンラインでのみ研究会に参加できる「オンライン会員」を設ける。会費は「オンライン会員」1人につき、15,000円（消費税を含む）とし、年4回の研究会にオンラインで参加できる。
- (5) 満年齢が65歳を超える所属機関のない会員は、次年度より名誉会員になることができる。会費は名誉会員1人につき、15,000円(消費税を含む)とする。名誉会員は、年5回の研究会に参加できる（本人に限定）。
- (6) 一般の参加費は、1人1回につき20,000円(税込)とする。但し、会員からの紹介があった者、同時に複数人(回)の参加申し込みがあった者については、別途定めるところにより参加費を減免することができる。
- (7) 会員および一般参加者が、研究交流会へ出席を希望する場合は、事前に所属、氏名、連絡先等を登録するものとする。
- (8) 本研究会で実施する「見学会」は、会員のみ参加を許可するものとする（一般参加は認めない）。

## 8. その他

- (1) 本研究会は、社会的責任を果たすために、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 本内規の改訂は、幹事会の決議後、一般財団法人光産業技術振興協会の承認を得た後に施行する。
- (3) その他の事項は、一般財団法人光産業技術振興協会の規程を準用する。
- (4) 本内規は、2025年4月1日より施行する。